

1 自己資本の構成に関する事項

(単位：百万円、%)

項目	令和5年度	令和6年度
コア資本にかかる基礎項目		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額	35,374	36,406
うち、出資金及び資本準備金の額	1,603	1,587
うち、再評価積立金の額	3	3
うち、利益剰余金の額	33,839	34,886
うち、外部流出予定額 (△)	62	62
うち、上記以外に該当するものの額	△8	△9
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	258	18
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	258	18
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
うち、回転出資金の額	—	—
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	35,632	36,424
コア資本に係る調整項目		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	1	1
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	1	1
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	238	300
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関するものの額	—	—
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	240	301
自己資本		
自己資本の額((イ)-(ロ)) (ハ)	35,391	36,122
リスク・アセット等		
信用リスク・アセットの額の合計額	161,940	159,538
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	—	—
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—	—
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	7,809	5,425
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	169,750	164,964
自己資本比率		
自己資本比率((ハ)/(ニ))	20.84	21.89

(注) 1. 「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しています。

2. 当JAIは、信用リスク・アセット額の算出にあたっては標準的手法、適格金融資産 担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額にあたっては標準的計測手法で算出しており、算出に使用する ILM については、2024年度は告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しています。

3. 当JAIが有するすべての自己資本とリスクを対比して、自己資本比率を計算しています。

2 自己資本の充実度に関する事項

①信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

(単位：百万円)

	令和5年度		
	エクスポージャーの 期末残高	リスク・ アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
現金	1,615	—	—
我が国の中央政府および中央銀行向け	1,197	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	9,570	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—
金融機関および第一種金融商品取引業者向け	348,803	69,760	2,790
法人等向け	28,098	14,052	562
中小企業等向けおよび個人向け	9,686	5,091	203
抵当権付住宅ローン	18,097	6,180	247
不動産取得等事業向け	371	351	14
三月以上延滞等	395	91	3
取立未済手形	100	20	0
信用保証協会等保証付	19,873	1,916	76
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—
共済約款貸付	—	—	—
出資等	5,427	5,427	217
(うち出資等のエクスポージャー)	(5,427)	(5,427)	(217)
(うち重要な出資のエクスポージャー)	(—)	(—)	(—)
上記以外	25,959	53,142	2,125
(うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のもにに係るエクスポージャー)	—	—	—
(うち農林中央金庫又は農業協同組合連合会の対象普通出資等に係るエクスポージャー)	(18,100)	(45,251)	(1,810)
(うち特定項目のうち調整項目に算出されない部分に係るエクスポージャー)	(164)	(412)	(16)
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー)	(—)	(—)	(—)
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー)	(—)	(—)	(—)
(うち上記以外のエクスポージャー)	(7,693)	(7,478)	(299)

(単位：百万円)

	令和5年度		
	エクスポージャーの 期末残高	リスク・ アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
証券化	-	-	-
（うちSTC要件適用分）	(-)	(-)	(-)
（うち非STC要件適用分）	(-)	(-)	(-)
再証券化	-	-	-
リスク・ウエイトのみなし計算が適用される エクスポージャー	12,094	5,905	236
（うちルックスルー方式）	(12,094)	(5,905)	(236)
（うちマンドート方式）	(-)	(-)	(-)
（うち蓋然性方式250%）	(-)	(-)	(-)
（うち蓋然性方式400%）	(-)	(-)	(-)
（うちフォールバック方式）	(-)	(-)	(-)
経過措置によりリスク・アセットの額に算入さ れるものの額	-	-	-
他の金融機関等の対象資本調達手段に係る エクスポージャーに係る経過措置によりリス ク・アセットの額に算入されなかったもの の額(△)	-	-	-
標準的手法を適用するエクスポージャー計	481,092	161,940	6,477
CVAリスク相当額÷8%	-	-	-
中央清算機関関連エクスポージャー	-	-	-
合計(信用リスク・アセットの額)	481,092	161,940	6,477
オペレーショナル・リスクに対する 所要自己資本の額 <基礎的手法>	オペレーショナル・リスク相当額を 8%で除して得た額		所要自己資本額
	a		b=a×4%
	7,809		312
所要自己資本額計	リスク・アセット等(分母)計		所要自己資本額
	a		b=a×4%
	169,750		6,790

- (注) 1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
 2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
 3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウエイトが150%になったエクスポージャーのことです。
 4. 「証券化(証券化エクスポージャー)」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
 5. 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、調整項目にかかる経過措置によりなお従前の例によるものとしてリスク・アセットの額に算入したものが該当します。
 6. 「上記以外」には、未決済取引その他の資産(固定資産等)・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジットデリバティブの免責額が含まれます。
 7. 当JAでは、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、基礎的手法を採用しています。

<オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法(基礎的手法)> $\frac{\text{粗利益(正の値の場合に限る)} \times 15\% \text{の直近3年間の合計額}}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$

②信用リスク・アセットの額および信用リスクに対する所要自己資本の額ならびに区分ごとの内訳

(単位：百万円)

	令和6年度		
	エクスポージャーの 期末残高	リスク・ アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
現金	2,228	-	
我が国の中央政府及び 中央銀行向け	3,595	-	
外国の中央政府及び 中央銀行向け	-	-	
国際決済銀行等向け	-	-	
我が国の地方公共団体向け	10,520	-	
外国の中央政府等以外の 公共部門向け	-	-	
国際開発銀行向け	-	-	
地方公共団体金融機構向け	-	-	
我が国の政府関係機関向け	-	-	
地方三公社向け	-	-	
金融機関、第一種金融商品 取引業者及び保険会社向け	330,398	66,079	2,643
(うち第一種金融商品取引業者及び保 険会社向け)	(-)	(-)	(-)
カバード・ボンド向け	-	-	-
法人等向け (特定貸付債権向けを含む。)	32,741	15,108	604
(うち特定貸付債権向け)	(-)	(-)	(-)
中堅中小企業等向け及び 個人向け	3,844	2,587	103
(うちランザクター向け)	(1)	(0)	(0)
不動産関連向け	24,922	9,069	362
(うち自己居住用不動産等向け)	(21,746)	(7,066)	(282)
(うち賃貸用不動産向け)	(2,877)	(1,598)	(63)
(うち事業用不動産関連向け)	(227)	(329)	(13)
(うちその他不動産関連向け)	(126)	(75)	(3)
(うちADC向け)	(-)	(-)	(-)
劣後債券及びその他資本性証券等	-	-	-
延滞等向け (自己居住用不動産関連向けを除く。)	946	386	15
自己居住用不動産等向け エクスポージャーに係る延滞	156	122	4
取立未済手形	56	11	0
信用保証協会等による保証付	19,895	1,936	77
株式会社地域経済活性化 支援機構等による保証付	-	-	-
株式等	5,658	5,658	226
共済約款貸付	-	-	-

	令和6年度		
	エクスポージャーの 期末残高	リスク・ アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
上記以外	25,005	52,380	2,095
（うち重要な出資のエクスポージャー）	（-）	（-）	（-）
（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー）	（-）	（-）	（-）
（うち農林中央金庫の対象資本調達手段に係るエクスポージャー）	（18,100）	（45,251）	（1,810）
（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー）	（150）	（375）	（15）
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー）	（-）	（-）	（-）
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー）	（-）	（-）	（-）
（うち右記以外のエクスポージャー）	（6,754）	（6,753）	（270）
証券化	-	-	-
（うちSTC要件適用分）	（-）	（-）	（-）
（短期STC要件適用分）	（-）	（-）	（-）
（うち不良債権証券化適用分）	（-）	（-）	（-）
（うちSTC・不良債権証券化適用対象外分）	（-）	（-）	（-）
再証券化	-	-	-
リスク・ウェイトのみなし計算が適用される エクスポージャー	5,923	6,197	247
（うちルックスルー方式）	（5,923）	（6,197）	（247）
（うちマンドート方式）	（-）	（-）	（-）
（うち蓋然性方式 250%）	（-）	（-）	（-）
（うち蓋然性方式 400%）	（-）	（-）	（-）
（うちフォールバック方式）	（-）	（-）	（-）
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額（△）	-	-	-
標準的手法を運用するエクスポージャー計	465,895	159,538	6,381
CVAリスク相当額÷8%（簡便法）	-	-	-
中央清算期間関連エクスポージャー	-	-	-
合計（信用リスク・アセットの額）	465,895	159,538	6,381
オペレーショナル・リスクに対する 所要自己資本の額 <標準的計測手法>	オペレーショナル・リスク相当額を 8%で除して得た額		所要自己資本額
	A		b=a×4%
所要自己資本額	5,425		217
	リスク・アセット等（分母）計		所要自己資本額
	A		b=a×4%
	164,964		6,598

(注) 1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
 2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
 3. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
 4. 「上記以外」には、未決済取引その他の資産（固定資産等）・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジットデリバティブの免責額が含まれます。

③オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本額の概要

(単位：百万円)

	令和6年度
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	5,425
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額	217
BI	3,617
BIC	434

(注) 1. オペレーショナル・リスク相当額は標準的計測手法により算出しており、算出に使用するILMIは告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しております。

3 信用リスクに関する事項

①標準的手法に関する事項

当JAでは自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウエイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

(ア) リスク・ウエイトの判定に当たり使用する格付けは、以下の信用格付業者による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

信用格付業者
株式会社格付投資情報センター (R&I)
株式会社日本格付研究所 (JCR)
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's)
S&P グローバル・レーティング (S&P)
フィッチレーティングスリミテッド (Fitch)

(注) 「リスク・ウエイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。

(イ) リスク・ウエイトの判定に当たり使用する信用格付業者の格付またはカントリー・リスク・スコアは、主に以下のとおりです。

エクスポージャー	信用格付業者	カントリー・リスク・スコア
中央政府および中央銀行		日本貿易保険
外国の中央政府等以外の 公共部門向けエクスポージャー		日本貿易保険
国際開発銀行向け エクスポージャー	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
金融機関向けエクスポージャー	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
法人等向けエクスポージャー	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	

②信用リスクに関するエクスポージャー(業種別、残存期間別)及び三月以上延滞エクスポージャーの期末残高
(単位: 百万円)

	令和5年度				令和6年度			
	信用リスクに関する エクスポージャーの 残高	うち貸出金等	うち債券	三月以上延滞 エクスポージャー	信用リスクに関する エクスポージャーの 残高	うち貸出金等	うち債券	三月以上延滞 エクスポージャー
農業	94	94	-	-	95	95	-	10
林業	-	-	-	-	-	-	-	-
水産業	-	-	-	-	-	-	-	-
製造業	8,929	505	6,056	21	11,553	394	8,717	25
鉱業	46	-	-	-	51	-	-	-
法 建設・不動産業	5,576	1,576	2,601	15	5,445	1,439	2,602	118
人 電気・ガス・熱供給・水道業	8,179	6	7,971	-	8,982	28	8,765	1
運輸・通信業	4,069	118	3,822	-	4,083	96	3,823	-
金融・保険業	369,356	1	1,697	-	351,447	0	2,196	-
卸売・小売・飲食・サービス業	5,550	1,016	3,902	40	5,763	848	4,200	160
日本国政府・地方公共団体	10,767	9,570	1,197	-	14,116	10,520	3,595	-
上記以外	544	544	-	-	474	474	-	-
個人	48,276	48,276	-	320	48,824	48,824	-	787
その他	7,606	-	-	-	9,133	-	-	-
業種別残高計	468,997	61,709	27,248	395	459,971	62,721	33,902	1,103
1年以下	350,522	1,216	802		332,556	857	1,300	
1年超3年以下	5,205	2,499	2,705		4,293	1,984	2,309	
3年超5年以下	6,433	3,552	2,881		10,040	4,770	5,269	
5年超7年以下	10,157	4,143	6,014		11,749	2,632	9,116	
7年超10年以下	19,114	5,786	13,327		23,000	8,309	14,691	
10年超	44,883	43,366	1,516		44,256	43,041	1,215	
期限の定めのないもの	32,680	1,144	-		34,073	1,124	-	
残存期間別残高計	468,997	61,709	27,248		459,971	62,721	33,902	

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産(自己資本控除となるもの、リスク・ウエイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。「コミットメント」とは、契約した期間および融資枠の範囲でお客様のご請求に基づき、金融機関が融資を実行する契約のことをいいます。「貸出金等」にはコミットメントの融資可能残額も含めています。
3. 「店頭デリバティブ」とは、スワップ等の金融派生商品のうち相対で行われる取引のものをいいます。
4. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。
5. 「延滞エクスポージャー」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。
- (1) 金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。
 - (2) 重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。
 - (3) 3カ月以上限度額を超過した当座貸越であること。

③貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位: 百万円)

区 分	令和5年度					令和6年度				
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	258	258	-	258	258	258	18	-	258	18
個別貸倒引当金	664	658	344	664	658	658	596	-	658	596

④業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額

(単位：百万円)

区 分	令和5年度						令和6年度						
	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	貸出金 償却	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	貸出金 償却	
			目的使用	その他					目的使用	その他			
法 人	農業	1	1	-	1	1	-	1	-	-	1	-	-
	林業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	水産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	製造業	122	107	-	122	107	-	107	96	-	107	96	-
	鉱業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	建設・不動産業	138	127	-	138	127	-	127	107	-	127	107	-
	電気・ガス・ 熱供給・水道業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	運輸・通信業	16	15	-	16	15	-	15	15	-	15	15	-
	金融・保険業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	卸売・小売・ 飲食サービス業	225	261	-	225	261	-	261	243	-	261	243	-
	上記以外	144	133	-	144	133	-	133	124	-	133	124	-
	個 人	14	11	0	14	11	-	11	9	-	11	9	-
業種別計	664	658	0	664	658	-	658	596	-	658	596	-	

(注) 当JAでは国内の限定されたエリアで事業活動を行っているため、地域別の区分は省略しております。

⑤信用リスク・アセット残高内訳表

【令和6年度】

(単位：百万円)

項目	リスク・ウェイト (%)	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			リスク・ウェイトの加重平均値 (%)
		オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	信用リスク・アセットの額	
		A	B	C	D	E	F(=E/(C+ D))
現金	0	2,228	-	2,228	-	-	-
我が国の中央政府及び中央銀行向け	0	3,595	-	3,595	-	-	-
外国の中央政府及び中央銀行向け	0~150	-	-	-	-	-	-
国際決済銀行等向け	0	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	0	10,520	-	10,520	-	-	-
外国の中央政府等以外の公共部門向け	20~150	-	-	-	-	-	-
国際開発銀行向け	0~150	-	-	-	-	-	-
地方公共団体金融機構向け	10~20	-	-	-	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	10~20	-	-	-	-	-	-
地方三公社向け	20	-	-	-	-	-	-
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	20~150	330,398	-	330,398	-	66,079	20
(うち第一種金融商品取引業者及び保険会社向け)	20~150	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
カバード・ボンド向け	10~100	-	-	-	-	-	-
法人等向け (特定貸付債権向けを含む。)	20~150	32,741	-	31,856	-	15,108	47
(うち特定貸付債権向け)	20~150	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
中堅中小企業等向け及び個人向け	45~100	3,837	69	3,257	6	2,587	79
(うちトランザクター向け)	45	(-)	(18)	(-)	(1)	(0)	(45)
不動産関連向け	20~150	24,922	-	23,347	-	9,069	39
(うち自己居住用不動産等向け)	20~75	(21,746)	(-)	(20,324)	(-)	(7,066)	(35)
(うち賃貸用不動産向け)	30~150	(2,822)	(-)	(2,677)	(-)	(1,598)	(60)
(うち事業用不動産関連向け)	70~150	(227)	(-)	(219)	(-)	(329)	(150)
(うちその他不動産関連向け)	60	(126)	(-)	(126)	(-)	(75)	(60)
(うちADC向け)	100~150	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
劣後債券及びその他資本性証券等	150	-	-	-	-	-	-
延滞等向け (自己居住用不動産関連向けを除く。)	50~150	374	0	355	0	386	109
自己居住用不動産等向け エクスポージャーに係る延滞	100	133	-	132	-	122	92
取立未済手形	20	56	-	56	-	11	20

項目	リスク・ウェイト (%)	CCF・信用リスク削減 効果適用前		CCF・信用リスク削減 効果適用後			リスク・ウェイトの加重平均値 (%)
		オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目	信用リスク・アセットの額	
		A	B	C	D	E	F(=E/(C+D))
信用保証協会等による保証付	0~10	19,895	-	19,627	-	1,936	10
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	10	-	-	-	-	-	-
株式等	250~400	5,658	-	5,658	-	5,658	100
共済約款貸付	0	-	-	-	-	-	-
上記以外	100~1250	25,004	-	25,004	-	52,380	209
(うち重要な出資のエクスポージャー)	1250	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
(うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー)	250~400	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
(うち農林中央金庫の対象資本調達手段に係るエクスポージャー)	250	(18,100)	(-)	(18,100)	(-)	(45,251)	(250)
(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー)	250	(150)	(-)	(250)	(-)	(375)	(250)
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー)	250	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー)	150	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
(うち右記以外のエクスポージャー)	100	(6,753)	(-)	(6,753)	(-)	(6,753)	(100)
証券化	-	-	-	-	-	-	-
(うちSTC要件適用分)	-	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
(短期STC要件適用分)	-	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
(うち不良債権証券化適用分)	-	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
(うちSTC・不良債権証券化適用対象外分)	-	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
再証券化	-	-	-	-	-	-	-
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	-	5,923	-	5,923	-	6,197	105
未決済取引	-					-	
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(△)	-					-	
合計(信用リスク・アセットの額)	-					159,538	

(注)最終化されたパーゼリ川の適用に伴い新設された内容であるため、2023年度については、記載しておりません。

⑥ポートフォリオの区分ごとのCCF適用後および信用リスク削減手法の効果を勘案した後の
エクスポージャーの額

【令和6年度】

(単位：百万円)

項目	信用リスク・エクスポージャーの額(CCF・信用リスク削減手法適用後)										合計			
	0%	20%	50%	100%	150%	その他								
我が国の中央政府及び中央銀行向け	3,595	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3,595		
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
我が国の地方公共団体向け	0%	10%	20%	50%	100%	150%	その他	合計						
我が国の地方公共団体向け	10,520	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	10,520		
外国の中央政等以外の公共部門向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
地方公共団体金融機構向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
我が国の政府関係機関向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
地方三公社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
国際開発銀行向け	0%	10%	20%	50%	100%	150%	その他	合計						
国際開発銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	20%	30%	40%	50%	75%	100%	150%	その他	合計					
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	330,398	-	-	-	-	-	-	-	0	-	-	330,398		
(うち、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)		
カバード・ボンド向け	10%	15%	20%	25%	35%	50%	100%	その他	合計					
カバード・ボンド向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
法人等向け	20%	50%	75%	80%	85%	100%	130%	150%	その他	合計				
法人等向け(特定貸付債権向けを含む)	5,275	24,930	101	-	-	1,510	-	-	38	-	-	31,856		
(うち特定貸付債権向け)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)		
劣後債権及びその他資本性証券等	100%	150%	250%	400%	その他	合計								
劣後債権及びその他資本性証券等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
株式等	45%	75%	100%	その他	合計									
株式等	-	-	5,658	-	-	-	-	-	-	-	-	5,658		
中堅中小企業等向け及び個人向け	45%	75%	100%	その他	合計									
中堅中小企業等向け及び個人向け	1	2,669	581	11	-	-	-	-	-	-	-	3,264		
(うちランザクター向け)	(1)	(-)	(-)	(-)	-	-	-	-	-	-	-	(1)		
不動産関連向け	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.50%	40%	50%	62.50%	70%	75%	その他	合計	
不動産関連向け(うち自己居住用不動産等向け)	-	-	-	-	20,118	-	-	-	-	-	-	-	206	20,324
不動産関連向け	30%	35%	43.75%	45%	56.25%	60%	75%	93.75%	105%	150%	その他	合計		
不動産関連向け(うち賃貸用不動産向け)	-	-	-	-	-	2,660	-	-	-	-	-	17	2,677	
不動産関連向け	70%	90%	110%	112.50%	150%	その他	合計							
不動産関連向け(うち事業用不動産関連向け)	-	-	-	-	219	-	-	-	-	-	-	219		
不動産関連向け	60%	その他	合計											
不動産関連向け(うちその他不動産関連向け)	126	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	126		
不動産関連向け	100%	150%	その他	合計										
不動産関連向け(うちADC向け)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
延滞等向け	50%	100%	150%	その他	合計									
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	100	87	165	1	-	-	-	-	-	-	-	355		
自己居住用不動産等向け	-	119	-	12	-	-	-	-	-	-	-	132		
エクスポージャーに係る延滞	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
現金	0%	10%	20%	100%	その他	合計								
現金	2,228	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2,228		
取立未済手形	0%	10%	20%	100%	その他	合計								
取立未済手形	-	-	56	-	-	-	-	-	-	-	-	56		
信用保証協会等による保証付	0%	10%	20%	100%	その他	合計								
信用保証協会等による保証付	259	19,326	-	-	5	-	-	-	-	-	-	19,627		

※最終化されたバーゼルIIIの適用に伴い新設された内容であるため、令和5年度については、記載しておりません。

⑦信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウェイト1250%を適用する残高

(単位：百万円)

		令和5年度		
		格付あり	格付なし	計
信用 リス ク 削 減 効 果 勘 案 後 残 高	リスク・ウェイト 0%	—	16,369	16,369
	リスク・ウェイト 2%	—	—	—
	リスク・ウェイト 4%	—	—	—
	リスク・ウェイト 10%	—	19,382	19,382
	リスク・ウェイト 20%	2,285	348,904	351,190
	リスク・ウェイト 35%	—	17,637	17,637
	リスク・ウェイト 50%	23,564	346	23,910
	リスク・ウェイト 75%	—	6,972	6,972
	リスク・ウェイト 100%	201	15,045	15,246
	リスク・ウェイト 150%	—	23	23
	リスク・ウェイト 250%	—	18,265	18,265
	その他	—	—	—
リスク・ウェイト1250%		—	—	—
計		26,051	442,946	468,997

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産(自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
 2. 「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は信用格付業者による依頼格付のみ使用しています。
 3. 経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。
 4. 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係るものなどリスク・ウェイト1250%を適用したエクスポージャーがあります。

⑧資産(オフ・バランス取引等含む)残高等リスク・ウェイト区分内訳表

(単位：百万円)

リスク・ウェイト区分	令和6年度			
	CCF・信用リスク削減効果適用前 エクスポージャー		CCFの加重平均値 (%)	資産の額および与信相当額 の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)
	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目		
40%未満	395,216	—	—	392,106
40%~70%	27,927	18	10%	27,819
75%	2,791	39	10%	2,770
80%	—	—	—	—
85%	—	—	—	—
90%~100%	2,369	—	—	2,299
105%~130%	—	—	—	—
150%	394	0	10%	384
250%	5,658	—	—	5,658
400%	—	—	—	—
1250%	—	—	—	—
その他	5	11	10%	4
合計	434,363	69	10%	431,043

(注)最終化されたパーゼリIIIの適用に伴い、「リスク・ウェイト区分」の変更や「CCFの加重平均値」の追加等を行っております。

4 信用リスク削減手法に関する事項

①信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウエイトに代えて、担保や保証人に対するリスク・ウエイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当JAでは、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定めています。

信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自組合貯金の相殺」を適用しています。

適格金融資産担保付取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部または一部が、取引相手または取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当JAでは、適格金融資産担保取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウエイトが適用される中央政府等、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、及び金融機関または第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウエイトに代えて、保証人のリスク・ウエイトを適用しています。

貸出金と自組合貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自組合貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自組合貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自組合貯金が継続されないリスクが監視及び管理されていること、④貸出金と自組合貯金の相殺後の額が、監視及び管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自組合貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

担保に関する評価及び管理方針は、一定のルールのもと定期的に担保確認及び評価の見直しを行っています。なお、主要な担保の種類は自組合貯金です。

②信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：百万円)

区 分	令和5年度		
	適格金融資産担保	保 証	クレジット・デリバティブ
地方公共団体金融機構向け	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—
金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け	—	—	—
法人等向け	6	0	—
中小企業等向け及び個人向け	53	23	—
抵当権住宅ローン	0	219	—
不動産取得等事業向け	—	19	—
三月以上延滞等	—	—	—
証券化	—	—	—
上記以外	—	313	—
合 計	59	576	—

- (注) 1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、主なものとしては貸出金や有価証券等が該当します。
2. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーおよび「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウエイトが150%になったエクスポージャーのことです。
3. 「証券化(証券化エクスポージャー)」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産(固定資産等)が含まれます。
5. クレジット・デリバティブとは、第三者(参照組織)の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者(プロテクションの買い手)と信用リスクを取得したい者(プロテクションの売り手)との間で契約を結び、参照組織に信用事由(延滞・破産など)が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

(単位：百万円)

区 分	令和6年度		
	適格金融資産担保	保 証	クレジット・デリバティブ
地方公共団体金融機構向け	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—
法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	28	9	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	7	0	—
自己居住用不動産等向け	4	179	—
賃貸用不動産向け	—	15	—
事業用不動産関連向け	—	—	—
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	0	0	—
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	11	—
証券化	—	—	—
中央清算機関関連	—	—	—
上記以外	—	259	—
合 計	41	475	—

- (注) 1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には 貸出金や有価証券等が該当します。
2. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。
- ①金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。
 - ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。
 - ③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること。
3. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府および中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の 公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産(固定資産等)等が含まれます。
5. クレジット・デリバティブとは、第三者(参照組織)の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者(プロテクションの買い手)と信用リスクを取得したい者(プロテクションの売り手)との間で契約を結び、参照組織に信用事由(延滞・破産など)が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

5 派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はありません。

6 証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

7 CVAリスク(※)に関する事項

該当する取引はありません。

※派生商品(デリバティブ)取引において、相手方の信用力を評価額に反映させる調整額(CVA)が、相手方の信用力の低下等により変動するリスクのこと。

8 マーケット・リスク(※)に関する事項

当JAは、自己資本比率算出上、マーケット・リスク相当額に係る額を不算入としております。

※金利、為替、株式等の様々なリスク要因が変動することにより、資産・負債の価値の変動、資産・負債から生み出される収益の変動によって損失を被るリスクのこと。一定要件を満たす場合、自己資本比率算出においてマーケット・リスクを不算入とすることができる。

9 オペレーショナル・リスクに関する事項

◇リスク管理の方針および手続の概要

当JAでは、以下の内容によりオペレーショナル・リスクを管理しています。

○オペレーショナル・リスク管理方針

当組合では、オペレーショナル・リスク管理方針を策定し、オペレーショナル・リスクを「収益発生を意図し能動的な要因により発生する信用リスクや市場リスク及び流動性リスク以外のリスクで、受動的に発生する事務、システム、法務などについて事務処理や業務運営の過程において、損失を被るリスク」と定義しています。当該リスクにつきましては、以下のとおり「事務リスク管理規程」、「システムリスク管理マニュアル」等を策定して管理を行っております。

○事務リスク管理規程

当組合では、事務リスクを「役職員が関係法令・定款・規約・規程・要領等(以下「諸規程」という。)に定められたとるに事務処理を行うことを怠ること、あるいは事故・不正等を起こすことにより、当組合が損失を被るリスク」と定義しており、以下のとおり各部署が責務を果たすことで事務リスクの削減及び再発防止に取り組んでおります。

(1) 支店長・事業所長

- 1 正確かつ効率的な事務の徹底に係る職員の指導
- 2 事務ミス発生後の事務対応及び再発防止策の策定

(2) 事業所管部署

- 1 事業所で行う事務処理の助言・指導
- 2 事務ミス発生後の修復に必要な事務対応に係る指示
- 3 再発防止策の検証・定着状況の確認

(3) 内部監査部署

- ① 支店・事業所等、事業所管部署及びリスク管理部署に求められる役割が適切に実施されているかの確認
- ② 事務管理態勢の適切性・有効性の検証及び評価

○システムリスク管理マニュアル

当組合では、システムリスクを「コンピュータシステムの停止または誤作動などシステムの不備等、またはコンピュータの不正使用により、組合が経営上損失を被るリスク」と定義しており、システムリスク管理マニュアルを策定のうえ対応を行っております。

リスク管理にあたっては、システムリスク管理担当部署を設置し、統一システム(信連、全農、全共連、地区電算が開発・運用するシステム)について各事業部門と連携して各部門毎にリスク管理態勢を構築することで、各部門責任者がトラブルの未然防止の視点、トラブル発生時の視点において適正な行動がとれるよう具体的な取り組み方を示しております。

◇BIの算出方法

BI(事業規模指標)の額は、ILDC(金利要素)、SC(役務要素)およびFC(金融商品要素)を合計して算出しております。なお、ILDC、SC および FC の額は告示第249条に定められた方法に基づき算出しております。

◇ILMの算出方法

ILM(内部損失乗数)は、告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しております。

◇オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、BIの算出から除外した事業部門の有無

該当ありません。

◇オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、ILMの算出から除外した特殊損失の有無(特殊損失を除外した場合には、その理由も含む)

該当ありません。

10 出資等または株式エクスポージャーに関する事項

① 出資等または株式エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

「出資等または株式等エクスポージャー」とは、主に貸借対照表上の有価証券勘定及び外部出資勘定の株式又は出資として計上されているものであり、当JAにおいては、これらを①子会社および関連会社株式、②その他有価証券、③系統および系統外出資に区分して管理しています。

①子会社および関連会社については、経営上も密接な連携を図ることにより、当JAの事業のより効率的運営を目的として、株式を保有しています。これらの会社の経営については毎期の決算書類の分析の他、毎月定期的な連絡会議を行う等適切な業況把握に努めています。

②その他の有価証券については中長期的な運用目的で保有するものであり、適切な市場リスクの把握およびコントロールに努めています。具体的には、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及びポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会で運用方針を定めるとともに経営層で構成するALM委員会を定期的開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された取引方針などにに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引については企画管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

③系統出資については、会員としての総会等への参画を通じた経営概況の監督に加え、日常的な協議を通じた連合会等の財務健全化を求めており、系統外出資についても同様の対応を行っています。

なお、これらの出資等の評価等については、①子会社および関連会社については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて子会社等損失引当金を、②その他有価証券については時価評価を行った上で、取得原価との評価差額については、「その他有価証券評価差額金」として純資産の部に計上しています。③系統および系統外出資については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて外部出資等損失引当金を設定しています。また、評価等重要な会計方針の変更等があれば、注記表にその旨記載することとしています。

②出資等または株式等エクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価

(単位：百万円)

	令和5年度		令和6年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上場	5,715	5,715	5,365	5,365
非上場	18,778	18,778	18,788	18,788
合計	24,494	24,494	24,153	24,153

(注) 「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

③出資等または株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

(単位：百万円)

	令和5年度			令和6年度		
	売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
	96	-	-	156	-	-

④貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額
(保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等)

(単位：百万円)

	令和5年度		令和6年度	
	評価益	評価損	評価益	評価損
	2,228	54	1,675	72

⑤貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額
(子会社・関連会社株式の評価損益等)

(単位：百万円)

	令和5年度		令和6年度	
	評価益	評価損	評価益	評価損
	-	-	-	-

11 リスク・ウエイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位：百万円)

	令和5年度	令和6年度
ルックスルー方式を適用するエクスポージャー	12,094	5,923
マンドート方式を適用するエクスポージャー	-	-
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポージャー	-	-
蓋然性方式(400%)を適用するエクスポージャー	-	-
フォールバック方式(1250%)を適用するエクスポージャー	-	-

12 金利リスクに関する事項

①金利リスクの算定手法の概要

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在する中で金利が変動することにより、利益が減少ないし損失を被るリスクをいいます。

当JAでは、金利リスク量を計算する際の基本的な事項を「金利リスク量計算要領」に、またリスク情報の管理・報告にかかる事項を「余裕金運用等にかかるリスク管理手続」に定め、適切なリスクコントロールに努めています。具体的な金利リスク管理方針および手続については以下のとおりです。

○リスク管理の方針および手続の概要

- ・リスク管理および計測の対象とする金利リスクの考え方や範囲に関する説明
当JAでは、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、適切な管理体制のもとで他の市場リスクと一体的に管理をしています。金利リスクのうち銀行勘定の金利リスク（IRRBB）については、個別の管理指標の設定やモニタリング体制の整備などにより厳正な管理に努めています。
- ・リスク管理およびリスクの削減の方針に関する説明
当JAは、リスク管理委員会のもと、自己資本に対するIRRBBの比率の管理や収支シミュレーションの分析などを行いリスク削減に努めています。
- ・金利リスク計測の頻度
毎月末を基準日として、月次でIRRBBを計測しています。

○金利リスクの算定手法の概要

当JAでは、経済価値ベースの金利リスク量（ $\Delta E V E$ ）については、金利感応ポジションにかかる基準日時点のイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値と、標準的な金利ショックを与えたイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値の差により算出しており、金利ショックの幅は、上方パラレルシフト、下方パラレルシフト、スティープ化の3シナリオによる金利ショック（通貨ごとに異なるショック幅）を適用しております。

- ・流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期
流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期は1.25年です。
- ・流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期
流動性に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。
- ・流動性貯金への満期の割り当て方法(コア貯金モデル等)およびその前提
流動性貯金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。
- ・固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約に関する前提
固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約について考慮していません。
- ・複数の通貨の集計方法およびその前提
通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。通貨間の相関等は考慮していません。
- ・スプレッドに関する前提(計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるかどうか)
一定の前提を置いたスプレッドを考慮してキャッシュ・フローを展開しています。なお、当該スプレッドは金利変動ショックの設定上は不変としています。
- ・内部モデルの使用等、 $\Delta E V E$ および $\Delta N I I$ に重大な影響を及ぼすその他の前提
内部モデルは使用しておりません。
- ・計測値の解釈や重要性に関するその他の説明
該当ありません。

○ $\Delta E V E$ および $\Delta N I I$ 以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項

- ・金利ショックに関する説明
リスク資本配賦管理としてVaRで計測する市場リスク量を算定しています。
- ・金利リスク計測の前提およびその意味(特に、農協法自己資本開示告示に基づく定量的開示の対象となる $\Delta E V E$ および $\Delta N I I$ と大きく異なる点)
特段ありません。

(単位：百万円)

②金利リスクに関する事項

IRRBB1：金利リスク		$\Delta E V E$		$\Delta N I I$	
項番		前期末	当期末	前期末	当期末
1	上方パラレルシフト	1,039	437	-	-
2	下方パラレルシフト	-	-	95	465
3	スティープ化	1,807	1,579		
4	フラット化	-	-		
5	短期金利上昇	-	-		
6	短期金利低下	252	863		
7	最大値	1,807	1,579	95	465
		前期末		当期末	
8	自己資本の額	35,391		36,122	